二　賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

第三条の十四（見出しを含む。）中「第二十条の二の四第一項第二号」を「第二十条の二の三第一項第二号」に改める。

第五条第一項の表㈠及び㈡中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条第三項中「の方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第七条の二の二を次のように改める。

第七条の二の二　削除

第八条の二の三中「第七十四条の四第三項第二号」を「第七十四条の四第三項第一号」に改める。

第九条の二の四を次のように改める。

第九条の二の四　削除

第九条の三の二を削る。

［略］

附　則

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　平成三十年三月三十一日における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域のうち、平成三十年四月一日において引き続き指定都市の区域である区域については、同日に指定都市の区域となつたものとみなして、この省令による改正後の地方税法施行規則第三条の九、第三条の十一の二及び第三条の十三の二の規定を適用する。

別記第二号様式（用紙日本工業規格Ａ４）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第七条・第八条関係）

［様式　略］

別記第２号様式記載要領

［１～３　略］

４　卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。

（１）　平成30年改正法附則第25条第２項又は附則第26条第２項の規定により市町村たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。

［（２）　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

第三条の十四（見出しを含む。）中「第二十条の二の四第一項第二号」を「第二十条の二の三第一項第二号」に改める。

第五条第一項の表㈠及び㈡中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条第三項中「の方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第七条の二の二を次のように改める。

第七条の二の二　削除

第八条の二の三中「第七十四条の四第三項第二号」を「第七十四条の四第三項第一号」に改める。

第九条の二の四及び第九条の三の二を削る。

［同上］

附　則

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域のうち、施行日において引き続き指定都市の区域である区域については、施行日に指定都市の区域となつたものとみなして、この省令による改正後の地方税法施行規則第三条の九、第三条の十一の二及び第三条の十三の二の規定を適用する。

別記第二号様式（用紙日本工業規格Ａ４）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第七条・第八条関係）

［様式　同上］

別記第２号様式記載要領

［１～３　同左］

４　卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。

（１）　平成30年改正法附則第25条第２項又は附則第26条第２項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。

［（２）　同左］